# 高等教育機関の多様な展開

## 法人化後三年を経た国立大学の状況について

## 国立大学の法人化の意義

され、 布された国立大学法人法により平成一六年四月から法人化 国立大学及び大学共同利用機関は、 八九の国立大学法人と四の大学共同利用機関法人 平成一五年七月に公

人間文化研究機構等)が発足した。 これまでの国立大学は、基本的には行政組織の一

くりに取り組み、 法人化は、 境の下で、 下で、教育研究の柔軟な展開に制約があった。国立大学の て位置づけられており、 一層しっかりと果たすことを目的とするものである。 自主性・自律性を拡大し、国立大学がより競争的な環 教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大学づ 国立大学を国の組織の枠組みから外すことによ 国民や社会の期待にこたえてその役割を 国の予算制度や国家公務員法制の 部とし

- (i)「大学ごとに法人化」し、 自主的な大学運営を確保
- ii iii 責任ある経営体制の確立 「学外者の参画」による運営システムを制度化

iv

国家公務員法体系にとらわれない弾力的な人事シス

テムへの移行

 $\widehat{\mathbf{v}}$ 評価による事後チェック方式へ移行

## ②国立大学法人における改革の推進状況

法人化のメリットを活かし、それぞれの理念・特色に応じ 産学連携・地域貢献の促進等、 て、経営体制の確立、教育研究の活性化、学生支援の充実、 法人化後三年を経た現在、 各国立大学法人においては、 様々な取組が積極的になさ

(i)教育研究機能の強化 今後の展開が期待されている。

れており、

)大学の自主的判断による特色ある研究組織の設置 融界と連携して「金融研究センター」を設置【東京大

- ○学生、卒業生、 大学等】 就職先等による教育効果の検証 秋田
- ○授業評価の低い教員を中心に役員が授業参観 業大学】 【北見工
- ○大学の経営戦略に基づく重点的な研究拠点形成 帯広畜産大学】等) 安全と安心の観点から家畜衛生全般に及ぶ領域研究【 (食の
- 鋳造工学専攻を開設し、実践的な教育研究を展開【岩 型工業等との連携のもと、大学院工学研究科に金型・ )地域の特色を活かした独創的教育研究の推進 (地元金
- (ⅱ) 学生サービス・支援の充実

手大学】等)

- ○就職相談室に元企業人事担当者を配置【京都工芸繊維 大学等】
- ○成績優秀者等に対する大学独自の奨学金や授業料免除 制度【徳島大学等】
- (ⅱ) 学長中心の戦略的経営・非公務員化による弾力的 人事システム な
- ○学長直属の経営戦略部署を設置し、 化【北海道大学等】 学長補佐体制を強

- ○学長裁量経費により、学長主導の重要施策に資源を重 点配分【東京工業大学等】
- ○海外のノーベル賞級の研究者を特別な給与で登用 北大学】 東
- ○教員の一部に年俸制を導入【北陸先端科学技術大学院 大学等】
- ○新規採用の全教員に任期制を導入【北見工業大学】
- ○教員の研究支援のためのサバティカル制度を導入 茶の水女子大学等】 てお
- (iv) 地域再生への貢献及び産学連携の促進
- ○県庁や企業の専門家を専任教員に招へいし、 産学連携のための組織を設置【広島大学】 地域貢献、

8

- ○国立大学と企業との包括的な連携を推進【北海道大学
- ○研究成果の組織的・効果的社会還元のため、 出資【東京大学、新潟大学】 T L O に

## ③各国立大学法人における各種状況の公開等につい $\overline{\zeta}$

期計画を順調に実施しているかどうか、 においては、平成一七年度の法人運営の状況について、中 法人化後二年目となる事業年度を終えた国立大学法人等 国立大学法人評価

財務諸表は、いずれも広く社会に公開されている。 意見を踏まえた上で、その承認を行った。この評価結果や 臣に提出し、文部科学大臣は、国立大学法人評価委員会の 七年度の決算については、各法人が財務諸表を文部科学大 委員会の調査、分析に基づく評価を受けた。また、平成一

のも含めて、より透明度の高い大学運営を行うべく様々な のである。各法人においては、このような仕組みによるも 会に説明を行う仕組みは、法人化により初めて実現したも とに自ら把握・分析し、その改善を図るとともに、広く社 工夫をしている。 このように、業務運営や財務の状況について、各法人ご

## ④近年の国立大学法人制度の改正について

による施設整備の取組への機運が高まってきたことなどを受け、 行う土地の取得等に限定されていたが、法人化により自主的・ ②国立大学法人等の施設の移転(キャンパス移転)のために おいて、①附属病院の用に供するために行う土地の取得等、 財務の健全性確保等の観点から、国立大学法人法施行令に 自律的な大学運営が可能となり、 (i) 長期借入金等の対象範囲の拡大について 国立大学法人が行うことのできる長期借入、債券発行は、 各大学自らのイニシアチブ

・平成19年度高等教育行政の展望

とすることとした(平成一七年一二月二八日公布・施行)。 寄宿舎の施設設備の内容や提供するサービス等に応じ、各法 今日、法人化のメリットを活かした新たな手法による整備や、 囲内において、具体の寄宿料を設定する仕組みとなっていた。 用省令」という。)」において標準額が規定されていた。これ の自主的な創意工夫による大学運営の一層の活性化が図られ 文部科学省としても、この制度の適切な活用により、各大学 等であって、償還の見込みのあるものなどについてもその対象 学生寄宿舎及び産学連携施設等の用に供される土地の取得 により、各国立大学法人は、この標準額の一割を超えない範 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(以下「費 るよう促していくこととしている。 同令の改正により長期借入金等の対象範囲を拡大し、新たに、 (ii) 大学の自主的判断による寄宿料設定について 各国立大学法人の学生寄宿舎の寄宿料については、従来

負担を勘案した適正な額になるように配慮しながら、 撤廃された。これにより、平成一八年度以降、学生の経済的 費用省令が改正(平成一八年三月三一日)され、標準額が 大学法人の規則で寄宿料を設定することとなった。 人の自主的な判断による多様な寄宿料設定が可能となるよう、

て

近年、高齢社会の到来等に伴い、急速に増加

している。

## (二) 公立大学の法人化について

める割合は一○%超、学生の割合は、五%弱になっている。 設置されており、国公私立大学(短期大学を除く。)に占 年四月現在では七六大学(募集停止中のものを除く。)が 三大学(うち一大学は大学院大学)が新設され、平成一八 際社会への貢献が期待されている。なお、平成一八年度に それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展や国 を担ってきており、各大学の設置目的に添って、今後とも、 る地方公共団体の政策をより直接的に体現するという役割 方公共団体が設置・管理するという性格から、設置者であ とは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみな らず個性ある地域づくりにもつながるものである。特に地 公立大学が、多様かつ個性的な教育・研究を展開するこ

> いる。 地方公共団体の判断により法人化することが可能となって 型としての公立大学法人について定める「地方独立行政法 人法」が施行され、これにより公立大学も、設置者である また、平成一六年四月に、地方独立行政法人とその一類

法人が設立する予定となっている。 平成一八年度に一五法人が、平成一九年度には新たに一一 でに、平成一六年度に一法人が、平成一七年度に六法人が、 魅力ある大学づくりを図ることを目的としている。これま 優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かな まえつつ、自律的な環境の下、地域社会の要請にこたえて、 公立大学の法人化は、大学における教育研究の特性を踏

10

にアンケート調査を実施し、その調査結果を「公立大学の 人評価結果等を把握するために、二三法人及び七設立団体 究、地域貢献など幅広い観点で各法人の取組状況、及び法 たことなどを受け、文部科学省として、法人経営、 昨年度と比して法人数が大幅に増加(七から二二法人)し 法人化を契機とした特色ある取組」として公表する予定で 関して情報提供を求める意見が多数寄せられていること、 これまで、各地方公共団体や大学等から、法人の取組に 教育研

#### ある。

#### 私立大学の充実

#### ①私立学校の現状

各種学校で約九五%、高等学校で約三〇%、幼稚園で約八 学生生徒などの割合は、大学・短大で約七五%、専修学校・ きく貢献している。平成一七年現在、私立学校に在学する 研究活動を積極的に展開し、我が国の学校教育の発展に大 ○%を占めるにいたっている。 私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育

基盤のさらなる充実に努めていくことが求められている。 各学校法人が、個性豊かな学校づくりを推進しつつ、経営 境が一層厳しさを増すことが予想される。そのような中、 の学校においては、定員の充足が困難になるなど、経営環 一方で、 少子化の進行等の社会経済の変化により、個々

### ②私立学校への財政措置

特集・平成19年度高等教育行政の展望 を図り、 み、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんが 私立学校の経営の健全性を高めるために、 私学助

私立大学等に 成を行っている。

## 私立大学等に対する助成

①私立大学等経常費補助

いる。 細かな支援を図り、三二八〇億五〇〇〇万円を計上して を改組・メニュー化し、 においては、定員割れ校への補助の見直しや、特別補助 について、学校法人に補助している。平成一九年度予算 私立の大学、 短期大学及び高等専門学校の経常的経費 ゾーン制を導入するなど、 きめ

②私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

震改修事業、バリアフリー推進事業及びアスベスト対策 整備に要する経費について補助を行うほか、学校施設耐 推進するため、私立の大学、 び専修学校(専門課程)における大型の教育装置などの 工事に要する経費を補助している。平成一九年度に 我が国の学術研究の振興を図り、高等教育の高度化を 一○六億三四○○万円を計上している。 短期大学、高等専門学校及 お

## ③私立大学等研究設備整備費補助

課程)における学術研究又は教育に必要な情報処理関係 私立大学における学術研究に必要な研究設備並びに私 短期大学、高等専門学校及び専修学校 (専門

#### 設備の整備費について補助している。平成一九年度にお いては、六二億三一八一万円を計上している 私立高等学校等に対する補助

①私立高等学校等経常費助成費等補助

は、一○三八億五○○○万円を計上している。 に対して国が補助することとし、平成一九年度において を行う私立学校や、特別な支援が必要な私立高等学校等 視点から、教育への意欲に富み、独創的かつ着実な教育 道府県の私学助成の充実を図っている。また、全国的な 稚園及び特別支援学校の都道府県が行う私立高等学校等 の経常費助成費に対して国が補助することにより、各都 私立の高等学校、 中等教育学校、中学校、小学校、幼

②私立高等学校等施設高機能化整備費補助

設づくりと環境教育のための施設整備に要する経費を補 施設のバリアフリー化等のための改造工事、②防災機能 助することとし、平成一九年度においては、二〇億七八 や安全機能強化のための施設整備、③環境に配慮した施 ○○万円を計上している。 私立高等学校等の施設整備については、①校内LAN、

③私立高等学校等IT教育設備整備推進事業

私立高等学校等において、 コンピュータをはじめとす

> 年度においては、一一億円を計上している。 るIT機器の購入費の一部を補助するもので、

## 私立学校施設高度化推進事業費補助

万円を計上している。 助成するため、平成一九年度においては、一一億七七一二 日本私立学校振興・共済事業団の融資に係る利子の一部を を図るため、私立学校の老朽校舎等の改築事業等について、 的に推進し、我が国の私立学校の教育研究条件の維持向上 私立学校施設の近代化・高度化のための整備事業を計画

### (4) 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

需要を勘案し、六○○億円の貸付を計画している。 校の老朽校舎等の建て替え整備事業を含む学校法人の資金 究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、 日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育研 私立学

### ③私立学校に関する税制

法人税の軽減税率が適用される。 されている。また、収益事業から生じた所得についても、 税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税と 考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得 私立学校を設置する学校法人につい ては、 その公益性を

することが認められているところである。 (受配者指定寄附金)については、寄附金全額を損金算入附金で、私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの ることとされている。また、企業等の法人からの寄附金に は、寄附促進の観点から、この三○%を四○%に引き上げ て寄附金控除が認められている。平成一九年度税制改正で 人の証明を受けた学校法人への寄附の場合、個人寄付につ ついては、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う寄 いては、総所得の三○%から五○○○円を除いた額につい 他方、学校法人への寄附者については、特定公益増進法

とが期待される。 努めること、ひいては魅力ある教育研究が一層進展するこ 活用して外部資金の導入を図りながら、経営基盤の強化に 各学校法人が、これらの税制上の特例措置等を積極的に

### ④経営困難校への対応

・平成19年度高等教育行政の展望

定員を充足していない私立学校は、大学で約四〇%、 営環境は厳しさを増しており、例えば平成一八年度に入学 大学で約五○%となり、 少子化など社会情勢の変化に伴い、私立学校をめぐる経 ともに前年度よりも大幅に増加 短期

> の強化を図ることとしている。 経営改善努力の支援を行っている。さらに、平成一九年度 を基本とした「経営困難な学校法人への対応方針について」 月に「私学の自主性の尊重」と「学生の就学機会の確保」 においては、学校法人運営調査の充実など指導・助言体制 を取りまとめ、この方針に基づき、 このような状況を踏まえ、文部科学省では平成一七年五 指導・助言等を通じて

困難な状態に陥らないよう不断の改善努力が期待される。 れを支える経営基盤の強化を図ることが重要であり、 ズを踏まえて教育・研究の質の向上に努めるとともに、そ 厳しい経営環境の中で、各学校法人は変化する社会のニー

## (四)高等専門学校の充実

会のニーズに対応した学科の改編等を行いつつ、ものづく 徴とする高等教育機関である。昭和三七年の創設以来、社 実習を重視した五年一貫の専門的・実践的な技術教育を特 りの現場を支え、かつ、新しい技術を創造し、発展させる 人材を養成する機関として、大きな役割を果たしている。 高等専門学校は、中学校卒業後の早い段階から、実験 工業の分野を中心に、平成一九年四月現在、 国立五五校,

求人倍率は一○倍前後であり、 教育成果は、産業界から高い評価を得ており、最近の平均 なっている。 公立六校、私立三校の計六四校が設置されているが、その 例年一〇〇%近い就職率と

はじめとする国・公・私立大学等に進学している。 たる四二〇一人が、専攻科や長岡、豊橋の技術科学大学を 平成一八年三月の高等専門学校卒業者のうち約四一%に当 三年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、 また、卒業後には、高等専門学校専攻科への進学や大学

機構から学士の学位を授与されることとなっている。 定を受けており、その修了者は、一定の要件を満たせば同 る。これらの専攻科はすべて大学評価・学位授与機構の認専攻科は、現在では六○の高等専門学校に設置されてい

等を積極的に推進している。また、国立高等専門学校にお結、産業界との連携によるインターンシップ及び共同研究各高等専門学校においては、大学との単位互換協定の締 制度及び教育の在り方について専門的な調査審議を行い、 始する等、 いては、各高等専門学校間における教員人事交流制度を開 更に、中央教育審議会高等専門学校特別委員会を設置し、 教育の一層の充実を図っている。

高等専門学校の振興を図るための方策について検討するこ

ととなった。

域の活性化にもこれまで以上に積極的に貢献していくこと 技術者教育の一層の充実はもとより、各地域の個性・特色 などが期待されている。 に根ざした「地域密着型」連携協力の強化を図るなど、地 今後、各高等専門学校は、これまで行ってきた実践的な

## (五) 専修学校教育の充実

### ①専修学校の役割と現状

また在学生数は約六七万人に及んでおり、高等教育機関と 年度では、一八・二%(大学四一・八%、 いる。特に新規高卒者の専門学校への進学率は、平成一八 及び入学資格を問わない一般課程の三つの課程に分かれて 学校卒業者等を入学資格とする高等課程(高等専修学校) 学校卒業者等を入学資格とする専門課程(専門学校)、中 に達している。専修学校は、入学資格の違いにより、高等 度においては、学校数は三四四一校、生徒数は約七五万人 度が発足して以来、着実に発展してきており、平成一八年 専門的な技術教育を行う教育機関として、昭和五一年に制 専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、 短大七・一%)、

しての一翼を担うとともに、高等教育の多様化・ でも重要な役割を果たしてい 個性化を

## ②専修学校教育の振興のための制度改正

な制度改正が行われている。 このような専修学校の重要性にかんがみ、これまで様

に対して「専門士」の称号を付与できる制度が創設された。 数が一七○○時間以上等の要件を満たす専門学校の修了者 に資することを目的として、修業年限が二年以上で総授業時 評価し、その修了者の社会的評価の向上と生涯学習の振興 平成六年六月には、専修学校における学習成果を適切に

いる。 の編入学が可能となっている。平成一八年度には二五五七 業時数が一七○○時間以上の専門学校の修了者は、大学へ 人が大学に編入学しており、制度の着実な普及が図られて また、平成一一年度からは、修業年限が二年以上で総授

特集・平成19年度高等教育行政の展望

専門士」の称号及び大学院への入学資格を付与することの 時間以上等の要件を満たす専門学校修了者に対し、「高度 化を踏まえ、修業年限が四年以上で総授業時数が三四〇〇 できる制度が、平成一七年九月に創設された。平成一九年 さらに、専修学校の教育内容の高度化と修業年限の長期

二月現在、

一八二校二八〇学科が認められて

()

### ③専修学校関係予算

等に応じた学習機会の提供を行うこととしている。 ているニートの職業的自立の支援のため、それぞれの特性 就業を中断した女性等の再就職支援や近年社会問題となっ かる定年退職を控えた中高年、子育てなどによりいったん 後早期に離職した若者、いわゆる「二○○七年問題」にか 再チャレンジ支援推進事業」において、学校を卒業・就職 の学び直しの機会の充実を図るため「専修学校を活用した 予算面に関しては、大学・専修学校等における社会人等

実を図る。 業を推進していくことにより、 もに、引き続き「専修学校教育重点支援プラン」などの事 校・高等学校連携等職業教育推進プラン」を実施するとと 高校生に対する多種多様な体験の機会を提供する「専修学 また、専修学校の機能を活用して、高等学校と連携した 専修学校の教育内容等の

係設備の整備費補助、教員研修事業等の施策を行うなど、 専修学校教育の一層の振興を図ることとしてい このほか、 専門学校に対する大型教育装置 •情報処理関 る。